

保発第0523001号
平成18年 5月23日

都道府県知事 殿

地方社会保険事務局長 殿

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省保険局長

柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の一部改正について（通知）

柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準については、昭和33年9月30日付保発第64号により実施しているところであるが、今般、算定基準の一部を下記のとおり改正し、本年6月1日以降の施術分から適用することとしたので、関係者に対して周知徹底を図るとともに、その取扱いに遺漏のないよう御配慮願いたい。

記

(1) 初検料、往療料及び再検料について

「柔道整復師の施術に係る療養費の算定について」の別紙の初検、往療及び再検に係る表中「1. 初検料 1,270円」を「1. 初検料 1,240円」に、「2. 往療料 1,875円」を「2. 往療料 1,870円」に、「3. 再検料 240円」を「3. 再検料 270円」に改め、注2. を「往療距離が片道2キロメートルを超え8キロメートルまでの場合については、2キロメートル又はその端数を増すごとに、所定金額に800円を加算し、片道8キロメートルを超えた場合については、一律2,400円を加算する。」に改める。

(2) 備考について

備考1中「80円」を「75円」に改め、備考6中「金属副子」を「金属副子、合成樹脂副子又は副木・厚紙副子（以下「金属副子等」という。）」に、「大型

金属副子」を「大型金属副子等」に、「中型金属副子」を「中型金属副子等」に、
「小型金属副子」を「小型金属副子等」に改める。